市政だより
第43号
発行所
鹿児島市秘書課広報係
編集兼発行人　山下速夫
印刷所
南日本新聞社印刷局

◉農業基本調査は二月一日現在でおこなはれます。

◉流感予防に外出後のうがいを励行しましょう！

新行政組織確立の年

勝目市長・年頭所感

本年は日本の市政上画期的な年となるのではないかと思います。即ち新憲法に基き真の自治制を打立てる年ではないかと思ふからであります。シャウプ勧告に基いて日本の政治組織は先づ市町村が真の自治政治をやることが主で、市町村に出来ないことを県がやる、県で出来ないことを国が担当するといふ所謂市町村優先の事務再配分が実行されなければならぬ年であります。

昨年末政府はこの主旨に基いて行政調査会が作つてすでに諮問を出しました、然かも本年末頃の国会迄に政府として提案し得るやうな時期迄に答申して貰いたいと要求して居ります。新憲法の根本たる主権在民の徹底上当然のことでありますが色々困難な問題に遭遇して簡単には進捗しないことは明かですが、明治維新後の廃藩置県や明治二十二年の旧府県制旧市町村制の施行当時とほぼ同様の市政上重要な年となるのであらうと思います。

何と云つても自治体殊に市町村が今迄のやうな政府の手先であつた行き方を根本的に考へ直して真に人民の人民に依る人民のための市政に変らねばならぬと思ふのであります。勿論極めて責任重大になりますが、余程の覚悟を要すると思いますが、順調に進捗されて真の主権在民に基く新行政組織が確立することを念願するものであります（写真は勝目鹿児島市長）

★　☆

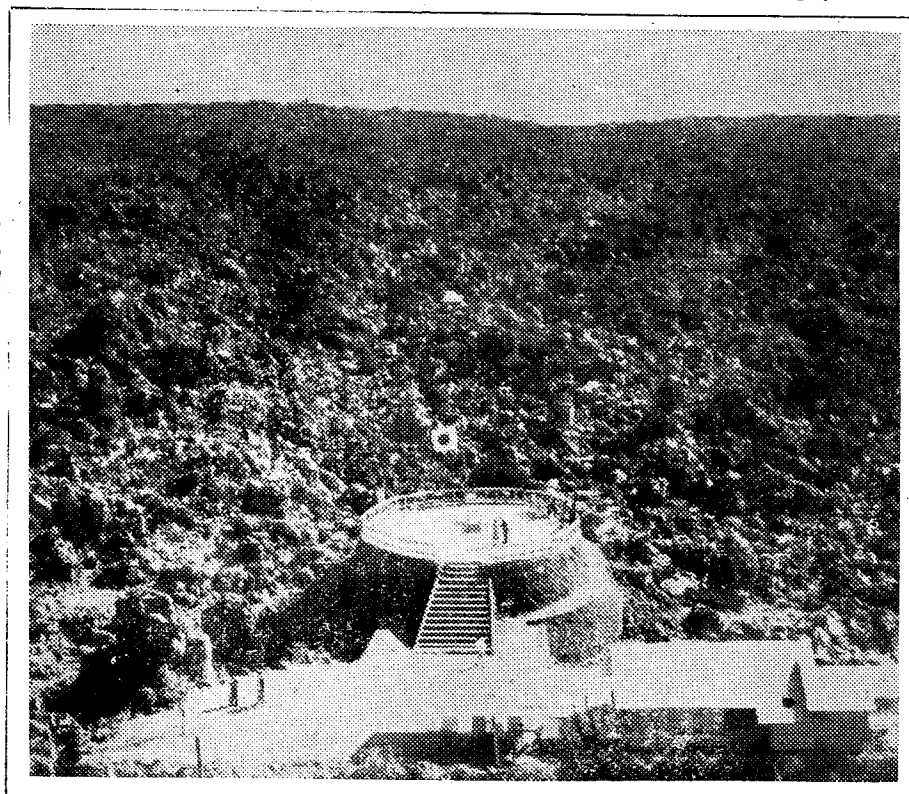

燃えない都市ことは実現するか

高見馬場から　桜橋通りまで計画中

この鹿都市の火災その他の災害を守るために第十三回国会において耐火建築促進法が成立いたしまして昭和二十七年五月三十一日法律第一六〇号を以つてただちに施行されることになりました。

政府は初年度において二億円を耐火建築助成金として計上し既に先進都市では着々と実施されております。鹿児島市でも今年度において防火建築帯造成計画として、高見馬場、天文館、桜橋通りの電車道両側延長二、四一六米を計画中でありますのでその内容をこゝに御紹介致します。

防火建築帯造成計画

一、防火建築帯とは

防火建築帯と申しますのは現在木造建築が立並んだ都市の現況からしてもつと土地を高度に利用しながら防火帯を造つていくことが都市全体の面から申しましてもよいことで耐火建築を建築し防火建築帯内の耐火建築に対しては国県市より補助される事になつて居ります。

二、防火建築帯の指定

この指定は防火地域内において防火建築帯を指定しますが鹿児島は防火地域の指定もありませんので防火地域の指定を同時に受けなければなりません。本市に於ては大体都市の中心部における繁華街を選びまして、こゝならばある程度資力もありますしまた建築密度も中心でありますので防火効果も高いのでしかもそういふ商店街を耐火建築にしていくことはそれが市民にとりましても耐火建築の普及の面からいゝましても防火建築帯はかような方針で指定されると考へます。

三、耐火建築の補助及交付範囲

耐火建築の補助の対象となるべき建物の範囲でありますが奥行十一米以内地上階数三以上のものあるいは高さ十一米以上のものでなければならない。これは土地の利用の面を防火帯としての防火上の効果という点で、しかし実際問題としては直に三階建にすることには困難がある。

四、補助金の限度

補助金に先だち木造建築と耐火建築と耐火建築との差額でありますが標準建築費は地域及び構造別に建設大臣が定めることにより、実際は高くても安くても補助金は全国において一定して居ります。国が標準建築費をきめましたその差額の四分の一を国が出し県市が八分の一宛補助しますので差額の二分の一に面積をかけたものが補助金になります。

五、耐火建築物及び木造建築物の標準建築費（一坪当り単価）

地域	耐火構造	木造
九州	一、〇〇〇円	八、二〇〇円

六、固定資産税の軽減

補助金の交付を受けましても所得の多い方は補助金の過半が税金で回収されてしまうというような不合理が生じて参りますので一般に事業を営んでいる個人及び法人税法におきまして『補助金をもらつた場合にはそれを収入として見なす』補助金に相当する部分については、その収得に算入されない、したがつてその部分には税金はかゝらない、この場合は必ず税務署に申告するようになつて居ります。

耐火建築の総てに対する固定資産税は『補助金をもらつたものだけ貸借している場合以上の計算々出額を、各借地の優劣等差に従い分けて県知事に届出でた時はその届出額とします。

ホ、右を分りやすく方程式で示しますと

$$\text{地代E} \times \frac{3}{1,000} \cdots\cdots \text{G}$$

但し $\text{H} > \text{K}$ である時は

$$\text{地代} = \text{G} + (\text{H} - \text{K}) \frac{7}{48}$$

また $\text{M} > \frac{3}{1,000}$ なる時は

$$\text{地代} = \text{M} + (\text{H} - \text{K}) \frac{7}{48}$$

（後二者は昭和28年3月31日迄）

B　家屋代

イ、家屋の評価価格（N）の千分の三七の額と二十四円に建物延坪数（T）を乗じた額の、合計額（P）が月家屋代になります

ロ、昭和二十七年度固定資産税額（R）が昭和二十六年度家屋評価格（S）に税率（百分の一・六）を乗じて得た額より、高額な時はその差額の四十八分の七を『イ』の算出額に加えた額が月家屋代になります。昭和二十八年三月分迄

ハ、建物の評価価格が二棟以上一括して決定してある場合、右の計算々出額を建物の情況に応じ各棟別に分けて県知事に届出でたる時は、その届出額とします

二、三世帯以上の貸室がある建物で、廊下、便所、炊事場等の共用部分がある時は、十八円に専用坪数を乗長た額を、『イ』『ロ』又は『ハ』の算出額に加えた額が月家屋代になります。

ホ、『ニ』の共用部分の清掃や手入れを貸主が行う時は、三十五円に当該部分の専用坪数を乗じた額を『イ』『ロ』又は『ハ』の算出額に加えた額が月家屋代になります。

ヘ、『ニ』『ホ』の算出額を建物の各部分の状況に応じて、貸主が各部分に分けて、県知事に届出でた時はその届出額とします、以上を分り易く方程式で示しますと

$$\text{家賃代} = \text{N} \times \frac{3.7}{1,000} + 24\text{円} \times \text{T} \cdots\cdots \text{P}$$

但し $\text{R} > \text{S} \times \frac{1.6}{100}$ なる時は

$$\text{家賃代} = \text{P} + (\text{R} - \frac{1.6}{100}) \text{S} \frac{7}{48}$$

C　家賃

月地代と月家屋代の合計額が家賃となります。

D　敷金

地代又は家賃の三ケ月分以内の額でなくてはいけません。

右のように改訂されたのですが、特に注意を要する点としては、今度の改訂はあくまでも公の改訂で『ヤミ』地代家賃の改訂ではないのです。修繕費は算入されていますから、修繕の費用は貸主が負担せねばなりません。又固定資産税の織込んでありますから、税金を理由に値上の要求をしてはなりません。敷金は定められた範囲内であれば認められますが権利金は一切取れません。

市福祉事務所に台帳がありますから貸主借主共に台帳閲覧により実施して下さい。地代家賃を県知事の許可を受けないで契約したり、受領したる者は五年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処せられますなお新に統制額を受ける方は固定資産税台帳に登録された価格が必要ですから御提示下さい。昭和二十五年七月十一日以後に新築に着手した建物及びその敷地又は併用住宅で事業の用に供する部分が十坪以上の建物及びその敷地は本統制令の適用を受けません。

（福祉事務所）

今年こそ初期消防を!!

鹿児島市消防長　本田齊

昨年は鹿児島市長田町の大火を初め大数回の火災を出し市民の皆さんに申訳けなく存じています然し本年こそ何とかしてこの汚名を取返したいものと私共消防隊員一同心から念願しています。人類が火を取扱う以上火災を全然無くすることは不可能なことでありますので、私は初期消防に勝つことこれが、只一つの願いであります。

鹿児島市では二日に一回の割合で火災に出動しています、多い日は一日に四回も出動したこともあります。大部分は初期消防に成功していますが、何十回かの内には初期失敗して市民の皆様に御迷惑をかけることがありますが、火災は恰度肺結核のやうなもので初期に手当をすると、これ位簡単に消せるものはありません。張切つて出動して見ると先着車が消して仕舞い呆気なく引揚げることは一再ではありません。さて然らば如何にして初期消防に成功するかは元より私共消防隊の責任ではありますが一刻でも早く消防に通報して戴くこと丈けは火元の人々に責任を持つて戴かなければなりません尤も望楼もありますが望楼で気付く火は即に火焔が屋根を破らなければ発見することができませんので、これでは発見のときから初期消防に負けたことになります。

要するに火災は恐るゝにたりませんが初期消防に勝つか負けるかが重大問題です、然るに市民の中には消防自動車が来ると鼓舞を取られる等ととんでもないデマにまでうわされて通報を遅る人さえあります。もつとひどいのになると近所さへ知らさないでコソコソ消そうとして大火になつた例は枚挙に暇がありません。消防は市民皆さんの消防です。皆さんが消防を最も有効に使うのは皆さんの権利です。発火……通報……出動……放水この間隔が短縮されることによつて火の魔は鹿児島市内に割込めないものと確信します。

地代家賃の改正

算出は固定資産評価額に併行

昨年十二月一日より地代家賃が固定資産評価額に併行して次のように改正されました。現行の地代家賃の統制額は昭和二十二年以後四回にわたつて改訂されていますが、昭和二十五年八月改訂されてから実質的な改訂はなく、従来の低い水準のまゝ据えおかれていたのですが、此度大幅に引上られましたので其算出方法をお知らせいたします。

A　地代

イ、土地の評価価格（F）に千分の三を乗じて得た額（G）が月地代になります。

ロ、昭和二十七年度固定資産税額（H）が、昭和二十六年度固定資産税額（K）より高額な時はその差額の四十八分の七を『イ』の算出地代に加えた額が、月地代になります。これは昭和二十八年三月分迄

ハ、十一月三十一日の停止統制額又は認可統制額（M）が『イ』の算出額より高額な時は、その額とします、但し昭和二十七年度固定資産税額（H）が昭和二十六年度固定資産税額（K）より高額な時は、その差額の四十八分の七を加えた額が月地代になります。但し昭和二十八年三月分迄

二、一筆の土地を二人以上に分割

市政だより

どなたでも参加できる

市長をかこむ〝移動市役所〟

各地区からの申込みを受付ます

市民の皆さんと膝を交えて語り合い明るい民主的な市政運営をはかるため、左記の要領により〝移動市役所〟を開設することにいたしましたので御希望の地区は秘書課広報係までご御連絡下さい。

記

一、移動市役所の開催趣旨
広報活動の一施設として行うもので住民に市政の内容を知らしむると共に住民からの声を直接行政当局者の耳に入れてよりよい市政運営をなすものであります。

二、出席者
市長、助役、交通局長、各部長等外

尚市での計画の外各地区の青年団婦人会等でも御希望があれば市の行事とにらみ合せて出来るだけ御希望に応じる様にいたします。

早くも〝石垣イチゴ〟博多方面へ

東桜島古里町地域の温暖地の傾斜面を利用して植込み栽培をやった〝石垣イチゴ〟が早くも博多方面に積みだしました。

これは市農林部で特に力を入れて早期出荷するために造られたもので極めて成績もよく、東桜島イチゴ組合でも大変な張りきりで旧市内の園芸組合にもイチゴ箱一千六百箱注文するやらのいそがしさであり博多方面へには早速二十箱位の出荷かありました。（写真は石垣イチゴ）

市政の足どり

☆都市計画の巻☆

その二

以上の様な事務手続があるので移転命令書が出されてから愈々強制執行になるまでには少なくとも四ケ月位の時日が経過されるわけで実施は極めて計画的に順序よく行はれなければ本事業の円滑な進捗は出来ないことになります。

本市区画整理区域内の建物移転計画数は約九五〇〇戸で事業着手以来今日迄に約七、四〇〇戸が移転を終り、その進捗率は七八%といふ現状であります。

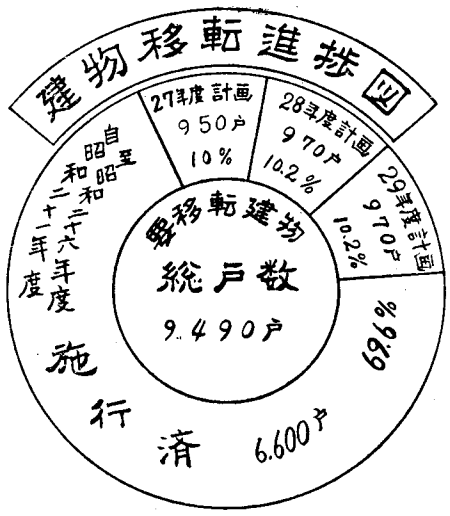

尚本年三月迄に移転を予定している主なる箇所は中央工区では易居町一帯、荒田工区では上荒田町の一部重点施行区域で、その他には伊敷街道の道路払張に伴う支障建物とか、朝日通り旧警察署跡の児童公園、松原小学校敷地、南林寺公園等の造成上に支障となっている建物等、また堅牢建物としては鴨相互銀行天文館支店、安田生命ビル等で目下鋭々その移転を実施中であります。

○電柱移転
街路交通の支障となったり換地の支障となっている電柱は総数で約八五〇本あるのですが、その内今迄に約二九〇本移転しているので約三四%の進捗率であります。

○移転補償費の支払事務
さて移転した建物その他工作物について、その費用の支払について述べましよう。

この費用を都市計画の方では移転命令による損害の補償費と称していますがこの補償費の決定は補償審査会といふものが構成されていて、そこで一件づゝ決定されます。決定されたものは建物工作物の移転が実際に完了したときに御本人から完了届を出していただいて係員が現地を確認すれば直ちに御払いいたします。補償費の内訳は大体次の通りです。

（イ）建物移転補償
（ロ）工作物移転補償
門塀、電灯、電話、ガス、水道、井戸、機械類等
（ハ）動産移転補償（商品等）
（ニ）一時借家及引越損害補償
（ホ）墳墓移転補償
（ト）特殊補償

街路事業
この事業は文字通り都市の道路を作る事業でありますが前記の様な建物その他工作物の移転が終った跡の街路敷を整理して砂利を敷いたり、排水の側溝を設けたり或は暗渠を埋めたりするのが本事業のまな内容であります。

なお幅員二〇米以上の街路には街路樹を植えて町の美観を増すのも街路事業の御化粧となっていますが残念ながら街路の舗装は目下の所この事業の内に含まれていませんのでこの点聴く本省に要望中であります。

以下この事業の各工種について計画内容と進捗率をのべてみます。

○整地
移転の終った街路面の凹凸を整理する仕事でその面積は約一、四五五、〇〇〇平方米もありますが今年度末迄に一、一六七、五〇〇平方米を完了しますので、約八〇%の進捗率になり残りは二八七、五〇〇平方米となります。

○砂利敷
基本方針として幅員一一米の街路に砂利を敷いているのですが著しく地盤の悪い街路については八米道路にも敷いています。計画数量としては約六二、〇〇〇米ですが今年度末迄約四一、〇〇〇米が終了予定ですから約六六%出来たことになります。

○側溝
歩車道の区別がある街路即ち幅員二〇米以上の街路では歩車道の境界に側溝を設けることにしていますが歩車道区別のない街路には宅地との境界に設けています。何れの場合もU字型のコンクリート造りで（一部に石造の所もありますが）計画総数量は約一七七、九〇〇米ありますが今年度末迄には約一一〇、〇〇〇米出来上りますので進捗率は約六二%といふ状況になります。

○橋梁
街路の設置或は水路の付替へに伴って甲突川、清滝川その他の水路にも必要に応じて橋梁をかけるわけですが従来迄は幅員六米の木橋で一時的なものしか架けられなかったのですが、近年資材も出廻ってきたのでコンクリートの永久橋も架けられる様になり既に架橋している部分も あります。計画数量としては約四、五〇〇平方米（橋面の面積）ありますが、今日迄に約二、八〇〇米出来ましたので、約六二%終ったということになります。

（堀内復興課長）

鹿児島市町別常住人口調

一月一日現在での各町別常住人口がこの程まとまりましたがこれによりますと総人口は約二四万八千人で二十五万になるのも遠くないことでありましよう。

町名	世帯数	人員総数	男	女	町名	世帯数	人員総数	男	女
岡之原町	349	1.869	883	986	塩屋町	2.570	9.769	4.461	5.308
川上田町	568	2.863	1.382	1.481	新屋敷町	663	2.497	1.234	1.263
下田野元町	335	1.703	834	869	樋之口町	781	3.037	1.468	1.569
吉野町	2.221	10.647	5.138	5.509	山之口町	1.116	4.309	1.879	2.430
坂元町	683	2.827	1.351	1.476	加治屋町	552	2.237	982	1.255
清水町	664	2.781	1.381	1.400	新照院町	581	2.094	1.098	996
薩川町	336	1.386	666	720	草牟田町	1.518	5.831	2.803	3.028
池之上町	409	1.495	730	765	王里町	188	729	358	371
稲荷町	732	2.955	1.419	1.536	永吉町	582	2.569	1.310	1.259
春日町	507	2.068	1.033	1.035	原良町	1.184	4.871	2.386	2.485
柳町	185	706	342	364	薬師町	1.349	5.179	2.484	2.695
栄町	254	981	449	532	鷹師町	307	1.154	541	613
上龍尾町	814	3.184	1.504	1.680	常盤町	722	2.813	1.362	1.451
下龍尾町	651	2.507	1.180	1.327	西田町	1.241	4.768	2.295	2.473
冷水町	442	1.655	810	845	武町	3.199	12.103	5.717	6.386
長田町	790	2.917	1.408	1.509	新武町				
車町	255	977	485	492	高麗町	1.533	5.761	2.793	2.968
惠須町	414	1.415	641	774	上之園町	695	2.575	1.220	1.355
和泉屋町	202	763	344	419	上荒田町	2.841	10.948	5.422	5.526
浜町	10.811	45.699	21.980	23.719	下荒田町	3.622	13.469	6.722	6.747
向江町					天保山町	196	746	338	408
小川町	733	2.390	1.125	1.265	鴨池町	2.388	9.413	4.609	4.804
易居町	1.287	4.196	1.969	2.227	郡元町	4.543	18.110	8.729	9.381
生産町	59	189	104	85	宇宿町	1.120	5.022	2.415	2.607
山下町	914	3.690	1.649	2.041	田上町	1.361	5.843	2.771	3.072
平之町	680	2.650	1.296	1.354	西別府町	278	1.400	671	729
西千石町	913	3.502	1.682	1.820	伊敷町	992	4.649	2.250	2.399
東千石町	643	2.606	1.195	1.411	下伊敷町	1.126	5.022	2.464	2.558
仲生町	230	1.160	504	656	小野町	833	3.810	1.780	2.030
金生町	113	572	251	321	犬迫町	779	4.161	2.015	2.146
六日町	216	887	401	486	小山田町	892	4.818	2.324	2.494
汐見町	86	304	143	161	皆与志町	607	3.017	1.467	1.550
築町	142	440	211	229	野尻町	75	321	139	182
泉町	185	662	325	337	持木町	130	710	329	381
佳吉町	210	685	329	356	東桜島町	377	1.834	853	981
堀江町	343	1.412	742	670	吉里町	130	611	279	332
大黒町	129	580	318	262	村神町	48	233	106	127
吳服町	118	542	236	306	黒神町	132	515	272	243
新町	218	883	467	416	高免町	121	593	284	309
船津町	209	842	401	441					
洲崎町	277	1.018	505	513	刑務所	1	1.082	1.075	7
松原町	425	1.657	771	886					
南林寺町	1.020	3.898	1.841	2.057	総計	61.341	248.005	119.072	128.933

市民の声

この欄は皆さんの声です。どし〳〵御寄せ下さい。

一日も早く市営住宅を

問　私は下荒田町に住んで居る家族五人の一市民で、引揚げて以来家がなく今度こそは今度こそはと市営住宅を申込んでも当らず、窮屈な思いをしている者ですが、市営住宅の建設状況は如何なっているのでせうか。今年はどの位建つのでせうか。詳しいことをお知らせ下さい（下荒田町松山みよ子）

答　お困りの実情よくわかりお気の毒に存じます。お手紙によりますと幾度も申込をなされたとの事ですが、申込回数の多い方は抽せんの率がよいよう取計らつて居り貴方の場合は誠に不運な方で、今年は運が自然と憑まれるでせうから今暫く辛棒願います。

ついでに市営住宅の建設状況に就て申しげますと、現在迄建つたのは一、六四四戸で本年度計画はルース台風災害者住宅四〇〇戸の内六五戸を只今建設中で残りも近く着工予定です。又将来も財源、敷地が許せばどし〳〵建てゝ現在本市住宅不足推定数二万戸の住宅困窮者に少しづゝでも一日も早く安定した住居に這入つて戴くよう努力しております。（市福祉事務所長）

街の騒音防止に一石二鳥

問　街の騒音の中でも街頭向けの拡声器による放送は今すぐ禁止するわけには行かないだろうが、立看板に税金のかゝる現在看板以上の宣伝効果のある、又反面市民に迷惑を及ぼすこの放送宣伝には当然高率の税金がかゝるべきであり財源と騒音防止の一石二鳥の良策であると思うが如何（T生）

答　貴方の御意見は誠に御名案ですが、すでに市条例により広告業者の行う街頭宣伝放送は、広告業者が広告主より広告料金の百分の十を広告税として、広告料金と併せ徴収し、広告業者はその税金を翌月十五日までに市長に申告納税することになっています。街の騒音については今の処条令其の他何等の根拠もありませんので御迷惑でせうが致し方ありません。（市課税課長）

風邪を防ぐには

どうしたらよいか

◇風邪はどうして罹るでしよう

南の国鹿児島にもシベリアからの寒波が時折襲来する季節になると毎年のことながら感冒が流行して参ります。

今年も先頃から所謂流感らしいものが市内に出はじめて一家族の大部分が次から次へと床について居る家も少ないようですが、一体風邪はどうして罹るのでせうか？　本当のところ風邪程その本体の複雑でハツキリしない病気はありませんが、大体現在では普通感冒と流行性感冒とに分れ、何れも『ビールス』といつて細菌よりもはるかに小さな普通の顕微鏡では見えないような病原体が鼻喉の粘膜から侵入して発病するということに学者の見解がまとまっているようです。

◇それなら寒くなると何故感冒にかゝり易くなるのでしよう

これには色々な原因がありますが、第一には寒気や冷湿のために鼻や咽喉の粘膜が刺戟され、体の中にできたヒスタミン系物質のために粘膜が過敏状態となつて、病原体の浸入が容易になるためといわれています。その他冬になると体温維持のために新陳代謝が盛んになり、従つて体内でのビタミン消費も多くなるのですが、ビタミンAが不足すると皮フや粘膜の抵抗性が弱くなります。ビタミンCの不足も同様で殊にCの不足は病原体の発育に好都合な状態になり易いのです。

◇では此のような風邪を豫防するにはどうしたらよいでしよう

寒風や冷湿な空気に粘膜をさらさないことが一番大切ですが、ビールスは患者のクシヤミやセキのしぶきで飛びされますから、患者に近づいたり人ごみの中え出る時は『マスク』をつけるようにし、できなら人ごみの中えなるべく行かないようにすることです。群踏する映画館や、デパートはビールスが空気中に一杯浮いています。

生活保護者家族は無料検診が出來ます

この度福祉事務所と市保健所では業務連絡上の話合いで保護申請者は保護の決定前に保健所で家族同居人全員の健康診断を受けるように取計らい本年の一月から実施するようになつた。

これは要保護者の生活条件は疾病発生殊に結核の温床であり、しかも重症者が多すぎることが結核予防法で行なわれる。結核審査協議会その他で明らかに認められるので所謂早期発見早期治療の目的で家族同居人の検診を従来から法で規定していたものを要保護家族の義務として受けさせようとするもので、家族については福祉事務所の健康診断依頼書を保健所に持参すると無料検診を行ひその結果を福祉事務所へ通報することになっております。

給與支拂報告書の提出

地方税法第三〇七条の規定によって給与の支払をしている者はその人員の多少にかゝわらず給与を受けている者の居住している市町村毎にこの報告書を作製して夫々の市町村長宛一月十日迄に提出しなければならない義務がありますから期日迄もれなく提出して下さい。

体温計の無料検査
一月三十一日まで
午前九時から午后三時まで
於　計量検査所

◎結核感染は冬ごもりから!!　皆さんそろつて家族検診を!　（保健所）

◎どなたでも参加できる〝移動市役所〟は皆さんの声の窓!!

回覧

傷病恩給の請求は1月31日までです。早く福祉事務所へ申請して下さい。